〇嶋崎委員長 委員会を再開いたします。

先ほどの神田警察通りのことに関しましては、ちょっとお時間を頂きまして、できる限り皆さんが合意ができるような、今、案文を作っておりますので、お時間を頂きたいと存じます。

で、時間を有効に活用したいので、そこを一旦お預かりをさせていただきながら、次に「外神田一丁目南部地区のまちづくりについて」に移らさせていただきたいと思います。 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇嶋崎委員長 はい。送付5-14、16、27、28、30の5件を一括して、審査を いたします。

なお、送付5-30につきましては、前回の委員会で企画総務委員長と協議をして、確認をしてまいりました。企画総務委員長と協議をしたところ、連合審査の開催には、日程的に大変厳しいと。同時に、私のほうからも、所管の万世会館の理事者にも確認したところ、以前の議会へ報告をした内容から全く進捗がないというふうにご報告を頂きました。よって、ここに改めて皆様にご報告を申し上げながら、この件については、そういう取扱いを、私のほうから先にさせていただき、ほかに執行機関のほうから何か情報提供があれば、今日、午前中にも都計審がございましたから、そこも踏まえてのご報告を頂きたいと思います。

〇大木神田地域まちづくり担当課長 初めに、今、委員長のほうからお話がありました、 午前中の都市計画審議会の内容、結果につきまして、口頭でご報告申し上げます。

まず、外神田一丁目の地区計画と市街地再開発事業の都市計画につきましては、都市計画審議会として決定すべきものとして可決がされました。

一方、最後に会長のほうから、可決されたものの、例えば同意率の向上ですとか区有施設の再整備に関する情報提供、こうしたことが、今回、審議会の中の議論でありまして、そちらにつきましては、決定後も情報提供に努めていくようにという形のご意見がございまして、区としましては、事業者と共に、このご指摘に従って努めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、今回の陳情に関するものにつきましては、区の考え方といたしまして7月7日の当委員会でまとめたものをお示ししたところでございまして、今回、新たに内容としてお示しするものはございません。

一方、7月7日の委員会で、林委員のほうから、17条の意見書につきまして、都市計画審議会が終わり次第、また区有施設に関する意見がどれだけあったかも含めて示してほしいとご意見があったというところで、本日、参考資料2というところでご提出しているものでございます。

網かけのところ、まず1ページの網かけ、数目でございます。最初のほうには、意見書の要旨として、明確に賛成の意思が示された意見というところで、2,553通というところでございます。

それから、この資料をおめくりいただきまして、7ページをお開きください。あ、6ページ、7ページです。ここの網かけしているところが、この賛成の方のうち、区有施設のことに関するご意見というところで、ご確認いただければと思います。

次に、9(8)ページにお移りください。9(8)ページ、2番以降、網かけ以降は、 こちらの当計画に反対の意思を示された意見というところで、この以下が、その反対者の 意見でございます。

この反対者の意見の中で、ページで言いますと16ページでございます。16ページのところに、反対者のご意見の中から、区有施設に関する事項としてこうしたご意見があったというところにつきまして記載しているものでございますので、ご覧いただければと思います。

資料の説明は以上でございます。

〇嶋崎委員長 はい。

今、担当課長から、午前中の都計審の結果も併せて報告を頂きました。大変拮抗した中でしたけれども、都計審の皆さんの判断が出たところでございます。それを踏まえた形で、この陳情をどうするかということのやり取りも含めて、やっていただいてもいいんですけれども、いかがしましょう。資料は請求しているから、そこのところは、やり取りがありますか。

- 〇林委員 あ、これね。
- 〇嶋崎委員長 林委員。

〇林委員 資料ありがとうございました。前回、委員会のほうで整理させていただいて、陳情者にお返ししていただいたものに対応していただいて。で、やっぱり区民施設というのは、大変、皆さん気になるんで、いきなり飛んで申し訳ないけれども、23区の清掃一部事務組合というところは、清掃工場を何年スパンでローテーションをかけて改修工事をするというのを、全体像でやるわけですよね。ここの杉並工場は50年かかるから、じゃあ江東区のは25年後から改装しようとか、こういった大きな流れというのが、区民も住民も都民も安心すると。

で、清掃事務所、一時、今回の計画に入るとするにしても、そういった大きな流れ、ごみというのは休めないんで、大きなローテーションですよね、施設改修とか駐車場とか。こういった計画というのは、どういうふうに区民とか我々議会とかが見えるもんになってくるんですかね。一部事務組合との千代田区との違いがこういったご意見になっているのかなと受け止めますんで、そこは何らか考えられているのか否か、お答えください。〇柳千代田清掃事務所長 ただいま清掃工場の施設の整備、また更新というようなことでのお話、それから清掃事務所との兼ね合いってどのように考えているかというお話かと思います。確かに清掃工場は、定期的なメンテナンスもしつつ、定期的な機能更新もしているというふうに認識しております。清掃事務所の場合は、建物、ハードという意味での、やはり定期的なメンテナンスも含め、一定の期間において機能更新に入る必要だというふうに考えておりまして、現状の清掃事務所は、昭和59年だったと思いますけど、築、もう41年以上たっているという意味で、既に機能更新が必要であるというふうに考えておるところでございます。

〇林委員 いや、すみません、私の聞き方が悪いのか、区民の方の疑問に答えられないのか、今が老朽化している施設というのは誰しもが承知している話で、これは23区の清掃工場も同じことなんですよ。要は50年後、100年後に向けて、スパンを清掃工場なり、公共施設、公的サービスというのは継続していかなくちゃいけないと。で、今回の再開発

の中に清掃事務所が入った、その後の考え方、ここもきれいに示す形になると、初めてこういった疑念とか疑問というのがクリアできていくのかなと思うんですけれども、そういった千代田区の清掃事業に関して、今後50年、100年後というのを見極めた計画というのは考えられているのか、今の時点では当面改修するだけなのか、そこを答えてもらいたいんですよ。

〇印出井環境まちづくり部長 今、林委員のほうから、清掃工場との対比の中でのご質問だったかなというふうに思っています。

清掃工場については、ご案内のとおり、東京都から事務移管する中で、23区が一部事務組合で実施をしていくと。広域的自治体から23区になったという中で、先ほど所長からご答弁申し上げましたとおり、長期的な機能更新、中期的なオーバーホール、そういったことを計画的に組み込んでいくということになります。清掃事務所についても、同様に1日たりとも止められない施設ではございますが、清掃工場に比べまして、いわゆる事務所機能、それからごみ等を乗せ替える機能、空間的なもの、そういったものが必要になってくる。それから、昨今リサイクルということになりますので、いわゆる公の施設ではなくて事務所的な機能が非常に大きくなっているのかなというふうに思っています。

そういった中で、かつて千代田区には2か所清掃事務所があり、それが1か所になってきたということでございます。おっしゃるとおり、今後、全地域での負担の公平という観点も含めて、どの地域に清掃事務所を次に機能更新していくのかという議論ももしかしたら必要になるかもしれませんけども、現時点ではなかなかそこまでの議論が深まっておりませんで、所長から指摘したとおり、さきの基本計画でも老朽化に伴って機能更新が必要だと。それで、今現在スピード感を持って機能更新するには、当該の外神田地域の中で機能更新をするというようなことが最も我々実現可能性が高い一つの手法だというふうに認識をしてございます。ですので、この次の次ということについては、やはり全区的な判断も含めて、それから今後のごみ量の状況も含めて、さらに廃棄物の基本計画等々の中で検討していくのかなというふうに思っています。ですので、現在、50年先、100年先、70年先を見据えたちょっと方向性というのはまだ持ち合わせていないというところでございます。

〇林委員 分かりました。要は、私もごみの話を聞いたとき、23区の特別区の区政会館で区議会議員23区の集めた中で清掃事務所の方が話していて、なるほどねと、こんなに考えていたんだと。これだったら未来永劫安心だなと思ったんですけど、千代田区の場合、清掃工場を持っていないからよそにお願いするしかないと。ここの区民の方の16ページ等々も、やっぱり要は行き当たりばったりの、今の時点じゃなくて、もうちょっと千代田区さん先読みの形を見たいですよという意見表明なのかなというふうに考えるんですね。そうすると、例えばもう千代田区は清掃をやらないから、全部民間委託しちゃうから関係ないんですよと。千葉とか、あの遠い足立区のほうからごみ収集車が来てそのまま持ってこられるようなスキームを考えているとか、何らか、あるいはもう自力でどうしてもやらなくちゃいけないんだったら、清掃の車、収集車が何台必要だから、今後、車庫をどうしようとか、何かせめてそれぐらいの未来発生のものをどこかで道筋で案的なものを出さないと、なかなか一回こっきりの建て替えで大丈夫ですかという指摘に対しては、いや、今古いんですと、そんなことみんな分かっていますよという形で、課題解決にならないよう

になってしまわないような形の計画なり、プランなり、お得意の構想なり、ビジョンでもいいんじゃないですか、フラッシュアイデアみたいな、薄っぺらでもいいかもしれないけど、何らか方向性を見せないと、なかなか疑念に答え切れなくなってしまうと担当が苦しくなっちゃうんじゃないのかなと。まあ、所長は3年に一度交代するかもしれないけど、現場の職員の方は交代できないから、やっぱり苦しくならないようにしっかりと道筋だけでも答えてあげるのが筋なのかなというのがありますんで、今ないのはよく分かりましたよ、全くノープランというのが、当面の改修だけと。今後については、どこの時点で考えるのかぐらいは、普通だったら基本構想でやるわけですよ、第4次基本構想のところでかっちりとこんな大事な計画があるんだったら。それもふわふわでない状態ですから、じゃあいつなのと。どこかの計画、基本計画の分野別計画の変えるタイミングとか、どこかでそれぐらいは示すのが筋なんじゃないのかなと。

〇印出井環境まちづくり部長 すみません、ちょっと長期的なことなので私のほうからご 答弁をさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、現時点では清掃事務所、エッセンシャルワークではある んですけれども、いわゆる迷惑施設になるのかなというふうに思っています。そういった ものをどういった形で機能更新をしていくのかということについては慎重な検討が必要だ と。ただし一方で、総論では一日とも止められない施設のうちの一つであると、みんな必 要だというふうに認識しているところでございます。しかしながら、林委員おっしゃると おりに、長期的な視点に立って、今後どこに建て替えるのか、あるいは建て替えの手法と か、そういったことも、一般廃棄物処理基本計画の中では10年スパンの計画ですけれど も、例えばそういった中で議論をしつつ、適宜ある程度方向性、見通しが出た段階で、ご 指摘のとおり計画レベルなのかビジョンなのか、大まかな方向性、なかなか、例えばこう いう言い方をすると予断を招くかもしれないですけれども、麹町地域には難しいとか富士 見地域には難しいとか、そういったことも検討要素としてはあるのかなというふうに思っ ています。一方で、この10年、20年先を見据えると、清掃工場が迷惑施設でないとい うような状況も、今の現下の中では技術の進展ではあり得るのかなというふうに思ってい ますので、その辺りも含めて、私ももうその頃はいないですけれども、その辺りも含めて、 中長期的な中で清掃事務所もどういう形で今後機能更新するかと、検討課題として受け止 めさせていただいて、今後、様々に議会から知恵とアイデアも含めて頂きたいというふう に思います。

〇林委員 最後です。

公共施設のところで陳情でいろいろご心配されている区民や関係者の方がおられて、部長がおっしゃったとおりだと思うんですよ。多分職員の方たちはそんな先まで責任を持つ必要はないと。担当が替わってしまうんだからと。とはいえ、やっぱり事務組合の方々が真剣になってやられているわけですから、これを計画レベルでどこかのタイミングでやらなくちゃいけない。これはもう職員の方が英知を結集して、で、空いている土地はどこなんですかと、民間の土地そんな車庫で借りられないわけですよね。おのずから場所というのは限定になってくるかと思う。で、その地域の方を説得するのも大変だし、今ある施設のところに造り替えるというのも、この時点でもしかしたらそれが嫌なのかもしれないし、真意は分からないんで、そこはよく話を聞いていただいて、外神田の方たち、この当該の

ところ。その上でご納得していただいて、で、次のステージのところまで考えていくのは、計画をつくることは、やっぱり職員の方しかできないんで、そこは道筋を、ぜひ庁内の全体計画として、土地の所有、千代田もなきゃ基金で買うしかないわけですけれども、いい場所じゃない場所を買うわけですよね。一等地じゃない、みんなが欲しがる場所じゃない場所を買わなくちゃいけないわけですから、それぐらいの道筋はちょっとつけていただかないと、せっかくご意見をこれだけ大量に出していただいた方に対する回答としては不誠実に当たる、今の老朽化を改築するだけでは、だと思いますんで、どこか責任ある方のお話を伺いたい。

〇印出井環境まちづくり部長 ご指摘ありがとうございます。我々も別に20年後いないとかということではなくて、清掃一部事務組合の職員と同じように、長期的に区政運営が継続していくということについては十分念頭に置いているところでございます。林委員おっしゃるような、今後の清掃事務所の在り方、50年後どこにどういう形でどういうふうに整備するということまではなかなか近々には示すことは難しいのかなというふうに思っていますけれども、ただいま一般廃棄物処理基本計画の改定、10年スパンの先ほど計画と申し上げましたけれども、そういった中で、頂いた課題を少し受け止めさせていただいて、中長期的にこの辺りをどう検討していくのかということについて少し議論をしてまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

〇嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。

〇はやお委員 都市計画審議会のほうのメンバーでしたので、もう少し丁寧にやるべきだったと私は意見を、いまだにそう思っていますが、でも、現実やはりここのところ民主主義の世界ですから、あんまり審議会でマル・バツをつけたという私は記憶があんまりないんですよね。ふわっとした形でこういう方向という話はして、まあ、それはどうでもいいんですが、何を確認したいかと、今後の流れです。

何かといったら、都市計画の決定がされてしまったので、どういうふうに行くかというと、例えば、建築条例の変更がいつ行われるスケジュールになるのか、そしてまた、組合設立の認可とか、どのぐらいのタイミングで考えているのか、そしてまた権利変換の計画の認可はどういうようなスケジュールになっているのか、お答えいただきたいと思います。〇加島まちづくり担当部長 午前中に都市計画審議会の中で採決いただいたと。採決いただいたんですけど、いろいろと課題というか、区に対しての要望も多々あったかなといったようなところでございます。そういったことを踏まえますと、すぐにこの手続が進むということではないというふうに私としては認識しております。より丁寧にしっかりとやっていく、区が責任を持ってやっていくというようなことも、前回、前々回ですか、委員会ではやお委員のご質疑に答えさせていただいております。

そういったことで、今一番やらなければいけないのは、今日の午前中の審議会でもご議論になった同意率というところかなというふうに思っています。そこを上げる努力をまずはするという形で、そこの同意率を上げた結果、議員の皆様にも安心してご審議いただけるような建築条例の付議の請求もさせていただきたいというふうに考えておりますので、今、軽々にいつ提出しますだとか、いつの定例会でやりますとかというところはちょっと考えておりませんので、今後、当委員会のほうでご報告もさせていただきながら進めてい

きたいなというふうに思っております。

組合の設立に関しましては、やはり建築条例の議決を経た上でという形になってくると思いますので、それもまたもう少し時間はかかるかなと。普通、通常、都決をした後1年ぐらいが組合設立という形になるとは思うんですけれども、都決に関しては建築条例の都決ということもありますので、そういったことを踏まえると若干時間はかかるかなと。我々がやらなきゃいけない、我々だけではできないんですけども、今、準備組合がありますので、そこのところが同意率を上げる努力というものをしていく必要があるかなというふうに思っております。で、組合設立した後に権利変換ということで、通常それも1年後ぐらい、組設を終わった1年後ぐらいというのが一般的かなというふうなところでございます。

〇はやお委員 大体のスケジュールが分かってきたのは、建築条例の変更ということになれば一番最速でも3定か4定という話も出てくるかもしれない。それの1年後に組合設立の認可、そしてまたそれにさらに1年、2年後という、結局は建築条例の議決がされた後の2年後にこの辺のところの権利変換になってくる。

都市計画決定がされて、今、きちっと言っていただいたように、やっぱり同意率をしっかり上げることによってその事業の見込みというのがしっかりしてくることで、ここはもう我々から手が離れてしまって、もう本当に開発業者なり準組なり、皆さんの努力でそれをしっかりやっていただかなかったら、今度はもう本当に大変なことになって、前にも後ろにも進めなくなる。だからもう少しやるべきじゃないかって言ったんだけれども、なかなか聞き入れてもらえなかった。それはもう決定ですから。で、進めていただくための、この建築条例についての変更ということを踏まえながら、何が一番言いたいかというと、都市計画決定が決まったら、そのところには先ほどもあったように事業化計画というものがはっきりできますよと言っていたんで、この辺のところのスケジュールはどうなのか。

何かというと、我々は、先ほど結局は青山先生もおっしゃるように、決定権者でもある けれども地権者でもあると。その地権者というのは何かといったらば、我々のほうのとこ ろについては万世会館を抱え、そして借地だったのかどうだったかちょっと忘れちゃいま したけども、清掃事務所があると。そのほかに一番の問題が、結局すごく大きい資産とし て区道があるんですよ。で、その区道がどういう試算になっているのかというのを、私は 分からなければこの都市計画決定はできないんだというふうに僕は固い信念を持っている んです。それは何かといったらば、区の財産をチェックするのは我々議会なんですよ。そ れが分からない中で、完全に分からなくてもいいですよ。それは余剰の容積だとか床の問 題もあるでしょう。だけど、どういうふうに変換されていくのかということが分からない で(8文字削除)ような形が今の状況なんですよ。それもうちの(発言する者あり)あ、 すみません、訂正します。結局は分からない中で判こを押したという形に私自身は思って いるわけです。訂正してね、後でね。そういうところがあるので、今これがどういう手順 でこのところを明らかにしていくのかということは、スケジューリングだけは明らかにし てもらわないと、都市計画決定がされたらご説明できますというように近いような話をし たから、いや、すぐにはできないでしょうけれども、そこのところをどうやってやるか、 それは議会との。またさっき言ったように、特に難しい施設が例えば本体のところに入っ ていくとなると、そこのところについては、答弁だったのが、協定書を作ると、その中で

十分整理しますよと言いながら、ちょっと私は嫌みを言って、255億の日比谷エリマネのときは全く報告しなかったじゃないかって、今回はそういうことはないとは思いますが、そういうところをどういう手順でその協定書を整理するつもりなのか、この前、フラッシュアイデアは言っていましたよ。だけど、我々の資産を今後道路まで含めて、それを広場にしないんですから、それをどういう計画でこのところについては権利変換をしていくのか。これは、逆に言ったら議会が知らなくちゃいけないことなんです。そこのところのスケジュールを教えていただきたい。

〇加島まちづくり担当部長 協定に関しては、建物の実際細かい設計だとか、そういった ものを踏まえないと、多分専用部分がどうだとか共用部分がどうだとか、そういったとこ ろもありますので、もう設計の最終段階という形になっていくかなというふうに思います。 その他、権利変換のモデル権変だとか、そういったところのお話かなと思うんですけれど も、やはりもう前期の特別委員会の中で青山先生からもお話がありましたように、都市計画の手続の段階では、権利者の方が一番知りたいであろう各個人の精査の権利変換の内容だとか、具体的な補償内容ができないといった形なので、今日オーケーになったから決定ということではございませんので、でも、ただこのまちづくり、都市計画に関してはやっぱり進めていくべきではないのと言えるような判断が出たのかなということなので、今言ったような権利の内容については、より詳細に、今後、準備組合のほうで精査もさせていただきながら調整ができていくというふうに考えております。

また、一方で、青山先生のほうからは、公共のモデル権変だとかということに関しても、都市計画手続の中ではあまり出すものではないよというようなご意見もございました。ただ、先ほどから出ているように、進めるべきだというような判断が我々としてもされたかなといったところなので、そこもしっかり準備組合のほうと調整をして、区道の金額がどのぐらいになるのか、これは公平、公正の立場でやらないといけませんので、そういったもので、どういった形でちょっとお見せできるかというのがあるとは思うんですけれども、そこら辺の手続は進めていければなというふうに思っております。ただ、そういった手続を進めていく上でも、一番我々としてはしっかりやっていかなきゃいけないのは、先ほど申し上げた同意率、3分の2以上の同意率を上げて、事業として必ずできるというところの確定をまずしていく必要があるかなというふうに考えているところでございます。

〇はやお委員 最後。そうですね。だから何かというと、同意率が一番大切だと思っていました。それでやっぱり66%、3分の2というのがもう最低ラインだろうとは思っています。それとあといろいろな実態結果だったらば、結局は8割から9割、そしてまた憲法論からすると私有財産のというところからしたときに、やはり自分の権利ということに関して高い公共性のものということになったときには、この同意率というのは非常に相関してくるということからしたときに、そこは丁寧にやっていただきたいと思います。そしてまた、確かに青山先生もそうだとおっしゃっていましたけど、一方では参考人である大澤先生のほうは、慎重にやらなくてはいけないけれども、この事業化ということに関しての公共施設が集積しているこの地域といったところについてはやらなければいけないということも言及されていましたんで、そこのところを含めて、ちょっとスケジュールをしっかり、大まかなスケジュールでいいんですけれども。今までは私が委員長だったら節目節目で報告しろというだけで終わりにしちゃいます、自分で縛っちゃうから。だけども今回は

これだけ課題になっていますから、どういうスケジュールで、大まかでいいですよ。このぐらいについてはこのぐらいのことが整理できます。今言ったように、まず概算で結構ですけれども、僕は区道がどういうふうに、区道自体が財産目録に入らないのは分かっていますよ。だけども、例えば路線価でいくのか公示価でいくのか、その一般的なあれの中でどのぐらいのやっぱりオープンにしないまでも手持ち資料であっても、そういう確認をしていかなければいけない慎重な問題だと思っています。ですから、その辺のスケジュールと、どういうふうに一つ一つ、ここのところはもう都市計画決定したということを大前提にしながら進めていくのかを明らかにする必要はあると思いますので、その概要スケジュール、ステップ論みたいなものはどういうふうに考えていくのか、つくってもらいたいんですけど、そのところをお答えいただきたい。

○加島まちづくり担当部長 今つくっているというのは、そのスケジュール表みたいなと ころということであれば、ちょっと今ここですぐに……

〇はやお委員 いや、そうです、それはそうです。

〇加島まちづくり担当部長 ちょっとお答えはできないので何とも言えないんですけど、 先ほど申し上げたように、建築条例は必須だと考えておりますので、それの手続をいつや るかといったところ、まだ決まっていませんよということなので、なるべくそこを早くし ていきたいと。そこから組合の設立という形になって、そのまた先ほど言ったように1年 後ぐらいに権利変換という形なので、その権利変換のなる前、組設ですかね、組設で図面 だとか正式に出てきて、権利変換の前にどのぐらいの権利があるのかというところが明確 になってくるという形なので、先ほどの区道がじゃあ幾らで算定されたのかといったとこ ろに関してはやはりその時期になるかなというふうに思っています。そういったことを考 えると、やはり1年とか1年半とか、そのぐらいのスケジュール感は出てくるかなと。 〇はやお委員 すみません、委員長、もう最後。

いいんです。だから、明確な数字というのはそうでしょう。だけども、概算でこういうふうなということについては、ある程度節目節目で報告を頂かないと、私もこの公共性については必要だ、明らかにするべきだと言っていて、大澤先生もぎりぎりだけれども慎重にやるべきだと言っているんですから、ちょっとそこのところのできる範囲のところについて、建前論のスケジュールではなくて、そういう節目の本当にやっぱりぎりぎりのことをお互いさまでやっていかないと、このことについてはみんなに説得できないんですよ。また訴訟になっちゃうんですよ。何かといったらば、これだけの資産をどういうふうに議会はチェックしたんだという話になりますから。そこをやっぱりお互いさま、ぎりぎりのところでどういう出し合い方をしてこういうふうにオープンにしていくのか。確かにこの開発というのは非常に微妙なナイーブな情報提供をしていかなくちゃいけないことも十分分かっています。だけども、ここのところはしっかりやらなくちゃいけないので、その辺のところのぎりぎりのところについて、そのスケジュールが出してもらいたいんですけど、もう一度お答えいただきたい。

- ○加島まちづくり担当部長 今はちょっと明確に……
- 〇はやお委員 いや、
言えないならいいの。
- 〇加島まちづくり担当部長 言えないので、ちょっとはやお委員と委員長とも相談させていただいて、どういった形でいつ頃という形でちょっと検討させていただければなという

ふうに思います。

- 〇嶋崎委員長 今の件に関しては、最後、ちょっと私まとめようと思っているところに入っています。ですから、ご意見はご意見として今言っていただきながら、最後のところではちょっとまとめようと思っているんで。
- 〇はやお委員

 もう、この程度で私は。
- 〇嶋崎委員長 ほかに。
- 〇岩田委員 先ほども同意率のお話がありました。事業化に向けて区は3分の2に達するよう努力していくということなんですけども、何をどのようにするんですか、具体的に。〇大木神田地域まちづくり担当課長 基本的な同意につきましては、一義的にはやっぱり事業者である再開発組合のほうで調整していくものなのかなと考えております。特にお話としては財産の話に関することがやはり多くなってくるのかなと。それはやはりその中に区が入るということはできないんですけれども、やはり例えば今後の生活再建ですとか、制度的にどうなっているのかとか、そういったことについては我々のほうで、例えば法令上の立てつけはこうなっているですとか、スケジュール的にこういったときにこういったものをお示しできるとか、そういったことについては公共として我々が説明できるのかなと思って、そういうことの要請があれば我々としても協力していくということでございます。
- 〇岩田委員 今までもそういう説明をしてきたんじゃないですか。でも今までもそういう説明があったとしても、60%ちょっとぐらいの話で、具体的にどういうふうにすれば上がるかという、そういう秘策は何かないんですか、具体的に。
- 〇大木神田地域まちづくり担当課長 委員会の中でも申し上げてきたんですけれども、6割の賛成があって4割、残り全員がこの事業自体に反対しているわけではございません。都市計画が決定した暁には体制に従って組合に入るか、もしくは転出するか、それを決めたいとおっしゃっている方が複数の権利者でいらっしゃいます。そういったことのお話し合いを含めて、我々としては今後事業化する見込みというのはあるものと考えております。〇岩田委員 あんまり具体的に何か秘策があるとは思えないんですけど、それっていつまでに3分の2までに達するようにするんですか。賛成する方も何年も何十年も待たされるようだったらかえってご迷惑だと思うんですよね。何年ぐらいとかそういうのを考えているんですか。
- 〇大木神田地域まちづくり担当課長 我々としては時期をいつまでとか期限を設定したものではございませんが、やはり都市計画決定した(都市計画審議会で可決された)ということになっているところでございますので、それは速やかにそうした判断をしてまいりたいというところについて、事業者のほうに調整のほうを進めていくよう指導していくものかと考えてございます。
- 〇岩田委員 最後ね。ありがとうございます。速やかにということなんですけども、最長、 これって何年まで待たせられるものなのか、最後お答えください。
- ○加島まちづくり担当部長 委員長、よろしいでしょうか。
- 〇嶋崎委員長 どうぞ。
- O加島まちづくり担当部長 待たせられるとか、そういうようなところのお答えというのは……

- 〇岩田委員 期限は。
- ○加島まちづくり担当部長 ちょっと、我々は持ち合わせておりません。
- 〇嶋崎委員長 はい。よろしいですね。 小枝委員。

〇小枝委員 今日一体何を決めたのかということなんですよね。かなり区のほうが強硬に今日決めなきゃもうやめるというまるで子どものようなことを言って、ああいう迫り方をするというのは私も人生史上初めてだし、恐らく全国初めてのことだと思う。6割というほかではあり得ないような結論を導き出した。そして一体何を決めたのかなんですけれども、この陳情者が心配しているような、一つは、例えば公共施設の在り方については、もう川沿いにホテルとそれから万世会館、それから三角地帯に5階と地下の清掃事務所、こういう在り方、区割り、もうみんなフィックスしたということなんですか。それとも今まで、いやあ、決まったらいろいろ皆様の意見を聞いて、決まったら意見を聞いてというから、いかにでも変わるようなことも言っていましたけど、そこは変わるんですか。まだ変わるんですか。変えられるんですか。

〇大木神田地域まちづくり担当課長 今回、事業性というところで、先ほどもちょっと部長のほうからも答弁がありましたけども、事業性について、やはりまだ鑑定評価ですとか、あとはただいま設計を出していないというところで、正確なものは分からないという中で、今の事業者の、例えば経験ですとか、近隣の例えば土地の評価額とか、そういったものを参考にモデルとして試算したもの、これを区有施設の従前財産に当てはめて、当てはめてみたらこういう形で当てはまったと、再整備ができるというところまでが今回都市計画で判明したことなのかなと。大枠として、それが例えば平面の例えば駐車場が一体になっちゃうよとか、そういったことは当然条件としていないということだけ確定しつつ、どこに例えば機能を配置するかとか、そういうところについては今後も調整が可能なのかなと考えているところでございます。それについては、今後、建物設計を行ったり、そういった先ほど申した鑑定とかを出して、従後の資産がどうなるかと、そういったことを判明しつつ、事業者が区と調整して、そうした結果について、例えば議会それから区民のほうにご報告して、そこで頂いた意見も例えば事業者とフィードバックして、最終的には区有施設の配置がどうなっていくのかということが決まってくるのかなと考えているところでございます。

〇小枝委員 枠の中で、鳥籠の中でどうにかするよと言っているんだけれども、逆なんですよね。本当は、前さばき、都市計画の前に公共施設をどうするかということを決めて持ち込まなきゃいけなかった。それをうやむやにして、曖昧にして、この両街区の中で決めるというふんわりとしたイメージの中で都市計画という鳥籠だけ決めた。で、じゃあ決まったんだったらもう可及的速やかに今の原案を出してくださいよと言ったら、いや、まだ出せないという、今の言い方だとそういう言い方ですよ。変わることを前提にしても、自分たちがお買物したもの、要するに区有財産をかけて、川沿いの土地もみんなかけて、振り込んで買ったものって一体何だったのかというと、本当は買おうとしているものは何なのかというのを事前に出せと言ったら出さなかった。で、今日ある意味前さばきとしては決めました。じゃあ可及的速やかに一旦皆様がお買い上げした区民のものはこれですよと出しますよというふうになるんですか。

〇加島まちづくり担当部長 今日、都市計画審議会で、まあ、我々の感覚からすると半歩進んだのかなといったようなところかなと。それで、先ほどの同意率だとかというのがまだまだありますから、今後丁寧にやっていくと。で、今のどんな建物になるの、どんな詳細になるのというのは、確かに都市計画の手続中に関してはなかなか難しいですというお話はさせていただいたのは事実です。これからもう進めていくと、進められるというところがございますので、そこら辺は積極的に当委員会にもお諮りしながら、いろいろ意見を聞いて、もちろん区民の方々の意見も聞きながら、最終的に建物の整備について、区は地権者でもありますので、そちらの意見も聞きながら進めていきたいというふうに思っております。また、やはり市街地再開発事業ということで、ほかの権利者さんもいっぱいいらっしゃいますので、そういった方々と協調しながらこれをやっていかなければならない事業というところでございますので、そういったところを加味しながら、なるべく図面だとか、分かりやすいようなもの、早急に出せるところを出しながらご議論いただきたいなというふうに思っております。

〇小枝委員 一応最後の言葉は早急に出すという話だというふうに受け止めますけれども、何度も言うけど、やっぱり事前にそれは出ていなきゃいけなかった。今日決めた中でも、恐らく多くの方はあそこに一旦清掃事務所を解体して仮移転してもう一回移転するだとか、そういうことを誰も知りませんよ。それで、そちら様は、何だっけ、大型バスの停車場と言っているんだけど、区民の側はみんな駐車場、駐車場と言っているんですよ。つまり、大きな誤解をはらんだまま、中身がよく分からないのにお買上げだけしちゃった状態になっていて、それも8対7、で、勝った勝ったと思うのかもしれないけれども、これ本当に私は泥沼化の危険があるということを指摘しました。でもそちらは踏みとどまることなく、正確な情報をお伝えせずに進めてしまいました。これ、最終的には区のほうが東京都と相談して決めるんだと思うんですよ。最終決定ありますよね。今日附帯決議も何もついていないから、いや、8対7でしたけれども通りましたよといって東京都さんに行かないで、ただ紙一枚で告知して都市計画決定しました、3日後にみたいな感じなんですか。ちょっとそこの日程を教えてください。本格的都市計画決定というのは区長が交付するものだと思いますが、それは何日後、どのぐらいの、で、手続的に東京都が介在するのかしないのか。

○加島まちづくり担当部長 地区計画市街地再開発事業の決定に関しては、区の告示で大丈夫だというふうな認識でございます。ただ、今後の組合設立及び権利変換の認可、これは東京都がやるものなので、もちろん東京都のオーケーをもらわないと進めていけられないといったようなものでございます。

〇小枝委員 見通しと見切りの問題なんですけれども、これだけ6割、区の財産全部振り込んでも、都の財産、国の財産を仮に入れても3分の2に行かない状態のまま踏み込んだ。 先生方の中にはあり得ないということもおっしゃって、反対された方もいる。都市計画の専門家の方の中に非常に疑念がありました。でも踏み込んだ。じゃあ何年後といったときに、フリーズしてしまう。要はもうこれ決定すれば個別建て替えができなくなるわけですよ。個別建て替えができなくなる。じゃあ1年後、いつまでもいつまでも見通しが立たなかったときに、いや、3年でも4年でも頑張りますというのでは、もうまちが成り立たなくなる、廃墟になってしまうと思うんですね。でしたら、あれだけの大見え切ってやった

んであれば、1年たって駄目だったらもうやめますと、駄目だった場合には、独自に川沿 いも整備する案も考えるとおっしゃったじゃないですか。その期限を設けてやるべきじゃ ないんですか、期限を設けて。そうじゃないと、気がついたら決めた部長もいなかったみ たいなことになって、もう宙ぶらりんになっちゃうわけですよ。これからですよ、本当に 産みの苦しみは。それをあんまり長いことすると過労死も出ると思うし、小川町の例を言 いましたけれども、0.5、コンマ5上がったのは相続税が払えなくて立ち退いた人です よ。そうやってそういうことがない限り動かないという状況はやっぱりよろしくないと思 うんですよ。根拠のないことで踏み越えてしまう。本当は川沿いのところってほとんど公 共の土地だから、別に公共の土地なんだから川沿い整備って公共がみんなでやろうねって 言えばできたんですよ。それをなさらないで、とにかくこういう形で6割で、私に言わせ れば行政による地上げですよこれは、所有者に言わせれば。私はそのぐらいの怒りがある と思います。逆に言えば、それでも踏み切ったんだから、これだけ魅力あるプランをやっ たんですと、そして責任を持って全力でやりますと、できなかったときはここで諦めます と。そういう約束をしてくれないと、本当にこの陳情に応えることはできないと思うんで すよね。時のアセスですよ。ここまで、ここまでにやります。あれだけ大見え切ったんだ から、ぜひ答えてください。

- 〇加島まちづくり担当部長 期限を切るつもりはございません。
- ○小枝委員 はい、委員長。
- 〇嶋崎委員長 かみ合わないですよ。
- ○小枝委員 じゃ、何年もやっているんですか。
- 〇嶋崎委員長 だからご意見として、ご意見としては承るかもしれないけど、今のやり取りではもうはっきり答えられているんだから、それはもう、別に役所の肩を持つわけじゃないけれども、やっぱり、今日、都計審という……
- 〇小枝委員 持っているよ。
- 〇嶋崎委員長 やっぱり、いや、都計審という法の立てつけ上の審議会の中での判断ですから、そこは踏まえてくださいよ。いろいろとご意見があるのは十二分に分かるけど、それはもう、区民公募もいらっしゃる、議会も入っている。そして学経の皆さんも入っているという、そういう中の話ですから、そこはご理解を頂きたいと思います。

桜井委員。

〇桜井委員 今日の午前中の都市計画審議会、私も委員として入らせていただきました。 外神田一丁目南部地区の地区計画の決定、そして東京都市計画の第一種市街地の再開発事業ということで決定がされたということでございます。

その中で、今回のポイントというのは二つあって、一つは、先ほど部長もおっしゃっていましたけど、同意率をいかに上げられるかということだと思います。それともう一つは、いかに公共性、公益性にかなったそういう事業を行っていけるか。それを区民にしっかりとご説明をし、ご理解を頂いて評価を頂けるかということなんだと思うんですね。それが同意率のアップにつながってくるということになってくるんだろうと思います。そこら辺のところはしっかりと執行機関として認識をしていただいてやっていただくというところをお示しを、先ほどその答弁の中で随分出ていましたけども、そこのところは大切なので、まずはそこのところの区としての考えというものをまずお示しいただきたいということ。

これはこの後、委員長のほうでお示しになられる、この4本ある陳情なんかにも当然関連 してくることになってくるので、そこのところについては、まず、ちょっとお気持ちをお 聞かせいただきたい。

○加島まちづくり担当部長 先ほどはやお委員のご質問にもお答えしたとおり、今後、今 一番大事なのがやはり事業が成り立つかどうか、成り立たせなきゃいけないというところ だと思っておりますので、一番重要視しなければいけないのはやっぱり同意という形で、 そこをしっかりと進めていきたいというふうに思っております。で、そこの事業が成り立 つという形になった暁には、もうその建物の整備だとか、そこら辺が明確になってくると いう形になってきますので、そういった時点では、当委員会でもそうですし、地域の方、 また区民の方々に、どういった内容の建物になるか、どういった整備になるかということ をしっかりお示しして、ご議論も頂きながら、最終的に市街地再開発事業で整備を進めて いくと、そういったような考えで我々は進めていきたいというふうに考えております。 〇桜井委員 そうですよね。同意率を向上させるためにしっかりと取り組んでいくという ようなご意見も午前中の都市計画審議会の中ではご答弁を頂いています。そこのところに ついてはぜひしっかりとお願いをしたいと思います。そしてまた、青山先生もおっしゃっ ているんですけども、土地の高度利用と都市機能の更新をもって公共の福祉に寄与すると いうことを青山先生はおっしゃっています。まさにそのとおりだと思います。土地の単価 の高い千代田区にあって、やっぱり土地の高度利用をしながら、機能もしっかりと区民の 皆さんに理解を頂けるような、そういう施設も造っていくということを今後の中でお示し を頂けるということがこの事業を成功させるかどうかというところになってくるんだと思 います。全体のこの事業としての取組というかな、先ほどご答弁を頂いていることに重な りますけども、この秋葉原の――何でこういう話をするかというと、平成17年に東大の 妹尾先生が講演をこの議会で、ちょうどここの場所でしていただいた。そのときの思いが 非常に私は強くて、秋葉原というのはこういうふうに変わっていくんだと。水辺の利用か ら始まって、世界の秋葉原なんだというようなことの講演を頂きました。それが今ここに 根づいてきているんだと思っています。そういうことも含めて、この千代田区におけるこ の都市機能の更新、土地の高度利用というものが大切なんだというところの認識について、 再度お願いをして終わります。

〇加島まちづくり担当部長 秋葉原に限らず、千代田区、土地の高度利用ということを果たしていかないと、なかなかまちづくりが進んでいかないといったところは事実なのかなというふうに考えております。そういったところは肝に銘じながらまちづくりのほうは今後も進めていく必要があるだろうというふうに思っております。本日、都市計画審議会でご審議いただいたところですけれども、都市計画の目的というものは、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保することというのが大前提でございます。それを今の都市計画の手法の中でいかに組み込んでいくかといったところが千代田区の中では非常に大切なのかなというふうに思っています。だからといって、何でもかんでもの自由な建物ということではなくて、今回は特に公共も入りますので、そういったところは議会また区民の方々のご意見も頂きながら今後進めていく必要が、先ほど答弁したとおりなんですけども、進めていく必要があるというふうに思っておりますので、今後とも当委員会にいろいろとご報告させていただきながら進めていきたいというふうに考えております。

- 〇桜井委員 はい。
- 〇嶋崎委員長 はい。 ほかに。
- 〇小枝委員 はい。
- 〇嶋崎委員長 指していない。
- 〇小枝委員 指していない。
- 〇嶋崎委員長 春山副委員長。
- 〇春山副委員長 すみません。意見です。
- 〇嶋崎委員長 はい、どうぞ。
- 〇春山副委員長 午前中の都市計画審議会のほうでも皆さんからご意見がいろいろあった と思うんですけれども、これから一番大事になってくるのは、区民の、住民の意見をどの ように事業者に区側がしっかりと意見をすり込んでいくか、それが反映できるようにやっていくかということがすごく大事だと思います。そこが同意率にも関わってくることかな と思います。

もう一つ、この事業化した後にまちを発展させていくためには、事業化がゴールではなくて、やはりそのエリアを区が一体となってどうやってそのエリアのマネジメントをしていくのかということもきちんと早い段階で事業者と会話をして、マネジメントの在り方を協議していってもらいたいと思います。

- ○嶋崎委員長はい。ご意見、受け止めてください。
- 〇加島まちづくり担当部長 ご意見ということで、そのエリマネも非常に大事だというところで、やっとそういった話を展開できるかなと、できるようになったかなというふうに思っていますので、今後また調整させていただければと思います。
- 〇嶋崎委員長 はい。

質疑。小枝委員。

〇小枝委員 意見書の数字は都計審で出してからこちらのほうに出すということだったん ですけど、内訳みたいなものが都計審には出ていましたんですよね。今日のところはここ には出ていない。たしか記憶によると、それを事前に出しちゃうと、部外者の圧力だか、 何か非常によろしくないことが起きるから委員会で説明することはできませんというふう に7月7日に言われているわけです。で、今日もその数字の提示がされていない。それか ら、属性が、ちょっと都計審でそんな細かいことは言えないと思って言わなかったんです けれども、この17条の縦覧をするときに、(発言する者あり)うん、その情報を一にし なきゃいけないので、まず数字を出していただきたいのと、あと属性をやっぱり明らかに しないといけないんじゃないか。提出方法のところに氏名、住所。で、住所のところには (法人その他の団体は、法人、その他の団体名、団体社名、事業者の所在地) と書いてあ るんですよ。そうすると、住民は住所といって出すし、企業の人が働いているところで企 業名を入れないで出すということはあんまりないと思うんですね。あんまりないと思うし、 あってもそれは分からないということになるかもしれませんけれども、これはもう住民と して扱うしかないというのが今の状況だと思うんですけど、そこの属性をしっかり出して いただきたいんですよ。今日、私、今持ってきていないけれども、あの数字、こんなこの まちにこんな住民はいないでしょうとか、すごく不思議な数字だったんですよ。だから属

性をちゃんと、みんな必死で書いている意見書なので、分かるように出してもらわないと、これ区域内で賛成470で、反対18。千代田区の区域外で賛成670で反対276、これ企業の方が所在地って書くのは分かるんですよ。でも社員は自分の住んでいるところで書くものですから、住民、在勤者、その別が分かるものを出してください。それはもう一貫して後の番町でも同じことです。お願いします。

○加島まちづくり担当部長 本日用意しておりませんけれども、今後出すことは別にやぶさかじゃないんですけど、その資料は都市計画審議会でのご審議の資料なので、当委員会に出してどのように扱うのかというのはちょっと分からないので、そこら辺は出せと言われれば……

○小枝委員 この間だって……

〇嶋崎委員長 いやいや、それは私が一応相談を受けて、それで一応会長とも、座長は会長だから、会長ともそういう情報提供して、やっぱり会長のところの資料は重視しなくちゃいけないから、委員会にはこういうことをオーダーがかかったんだけどというやり取りをして、それでオーケーならば出しましょう。(「あ、オーケーならばね」と呼ぶ者あり)それはそういう手続を踏まないと、何のための都計審か分からなくなりますから。議会と都計審は違いますから、仕組みが。(「そのための資料だったらそうですよ……」と呼ぶ者あり)

ほかに。

〇岩田委員 先ほどの小枝委員の前の前ぐらいの小枝委員の質問の関連で行こうと思ったんですけど、ちょっと別の流れになっちゃったんで、ちょっとあくまで確認。バスの一時停車場を造る。その意味というのは、近所で違法駐車のバスが増えてクレームになったからということで確認。それでよろしいですかね。

〇大木神田地域まちづくり担当課長 今、岩田委員がおっしゃったとおりで、コロナ前ですけれども、観光バス、要はインバウンドの観光客の方が乗ったバスが中央通り沿いに止まって、そこでそういう観光客の方が降りて、車道も歩道も混雑していると、そういったちょっと地域課題が発生しているというところを解決するものでございます。

〇岩田委員 じゃあそのバスはそこで一時停車して、お客さんを乗せるか降ろすかして、 バスはどこへ行っちゃうんですかね。それって、結局は違法駐車の解決にならないんじゃ ないですか。

〇大木神田地域まちづくり担当課長 それ単独の駐停車場の整備だけで中央通り沿いの観光客のそういった混雑というのを解消するというのはなかなか難しいのかなと。ただ、バスの乗り降り場というのはどこかになければいけないと。それをこの再開発の中で役割として担うというところで解決の一助になるのかなと考えているところでございます。その後、やはり警察の例えば取締りですとか、やはり今おっしゃったような、そういった、じゃあ待機場所をどこにするのかとか、そういったことの地域との話合いとか、そういったことを行って、こうした車両の混雑の解消というのは図られていくのかなと考えているところでございます。

〇岩田委員 それはちょっと難しいんじゃないですかね。それが地域との話合いでできるんだったらもうとっくにできているはずですよ。このバスが、何、その一時停車場があるから、それで混雑がなくなる、みたいな。いやいや、バスは結局運転手が乗っていたら駐

車違反って、そこまでいきなりはできないですよね。ただ警察がいても、ちょっとここを どいてくださいと言われて、どきます。で、ちょっとくるっと回ってきて、またそこら辺 にいます。これ、全然変わらないですよ。逆に違法駐車が増えるんじゃないですかね、運 転手つきの違法駐車が。これ、全然解決になっていない。

〇加島まちづくり担当部長 秋葉原の観光バスの駐停車に関しては、もうかなり前からの課題だったというところです。私も万世橋の警察の課長さんとも話したところ、なかなか違法で取締りというのはなかなかちょっと難しいみたいな話もされていました。そのときに駐車場があれば一番いいのかもしれないですけど、やはりちょっとそこら辺は、午前中の都市計画審議会の中でもお話ししたように、秋葉原でなかなか大きいバスの駐車場を設けるというのは相当な面積が必要なので、ちょっと難しいと。ただ、乗降場を設けることによって、あそこに乗降場があるからそこで乗降をするということで取締りが強化できるというような話も承っております。そういったところで、バスの数というのはなかなか大きくて、そこの乗降場だけでは対応できない可能性ももちろんあるとは思うんですけれども、警察の取締りだとかがよりやりやすくなるといったようなところもございますので、何も手だてを加えないというよりも、そこの乗降場を設けることによって改善というものは進んでいくのではないかというような認識でございます。

〇岩田委員 それが絵に描いた餅にならなきゃいいと思いますけども、結局、みんながみんなそこに止めるかという話なんですよ。それはバス会社のモラルにもよりますけども、あそこの店が近いから、じゃあ乗降場から離れているから、じゃあそっちに止めちゃえと、店の前に止めたら結局一緒ですよ。また同じようなバスがそこら辺にいる。乗降場を使うかどうかなんて分からないじゃないですか、実際。例えばですよ、工事車両を見てみてくださいよ。近くの道路に止めると近隣からクレームがあるからといって、例えば7時に現場に行かなきゃならないといったら、6時半ぐらいから近くでずっと待機しているんですよ、大きめのところで。そして時間になったらダンプなりトラックなりが来る。結局は、そこの地域は大丈夫だけど、別のところでそういう違法駐車が発生するんですよ。そういうことを考えていますか。

○加島まちづくり担当部長 乗降場ということですので、そこで駐停車できて乗降できる ということです。秋葉原のたしか中央通りに関しては駐停車禁止というような形なので、 乗降場が近くにあればそこでやるべきということで、先ほど言ったように、取締りの強化、 これに反映できるといったようなのが今回の趣旨でございます。

- 〇嶋崎委員長 岩田委員、繰り返しにならないように。
- ○岩田委員はい、分かりました。大丈夫です。

駐停車禁止だからといって止まらないんだったら、日本全国駐車違反なんてありませんよ。そういうところでも平気で止めるんですよ。しかも、運転手がいて乗っていれば一発で違反ということはないから、じゃあちょっと動かしますと、そういうことがあると言っているじゃないですか、さっきから。でもこれはもういいですよ、結局一緒になっちゃうからもういいです、それは。

- ○嶋崎委員長いやいや、さっきから言っていることは言わないでください。
- ○岩田委員なのでそれはいいです。これはそれで終わり。
- ○嶋崎委員長 「終わり」って、俺、私が委員長だから。

- ○岩田委員 あ、そうでしたね。失礼しました。
- 〇嶋崎委員長 勝手に議事を仕切らないでください。
- 〇岩田委員 すみません。この質問は一応これで終わりにします。 で、次の質問、いいですか。
- 〇嶋崎委員長 いや、ちょっと1回座って。
- 〇岩田委員 すみません。
- 〇嶋崎委員長 落ち着かないとね、もう時間も時間だから、同じことの繰り返しは申し訳 ないけれども勘弁していただいて、ご意見だったらご意見で言ってください。岩田委員。
- 〇岩田委員 次の質問に入っていいですか。
- 〇嶋崎委員長 どうぞ。
- 〇岩田委員 葬祭場の話もちょっと出たのでお伺いしますけども、午前中の都計審で5日 に1回ぐらいの使用しか利用がないというようなお話を聞きましたけども、年間72件、 これ、まず間違いないかどうか。(「誰が答えるの」と呼ぶ者あり)
- 〇嶋崎委員長 いや、ちょっと待って、都計審では所管がいないから、多分その資料を追って答えたんだろうけれども、所管じゃないんだよ。(「所管外だ」と呼ぶ者あり)所管外で答えたら、それはそれでもしあったら預かって次回にちゃんとした数字をお答えしますとかという答弁をしてもらわないと、いいかげんな数は言わないでください。

担当課長。

- 〇大木神田地域まちづくり担当課長 担当課長でございます。所管に確認しましてご報告させていただきたいと考えております。
- 〇岩田委員 傍聴していたところによりますと、そういう話だった。じゃあ、これ、あ、 その後の委託費も結局一緒ですか。それも一緒ですね。
- ○嶋崎委員長いや、だから、所管じゃないんです。
- 〇岩田委員 失礼しました。じゃあ、それはまた今度のときにお返事を待っています。
- 〇嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 それでは、質疑を終了します。

この取扱いに関しましては、冒頭から申し上げていますように、本日、午前中、都市計画決定が(都市計画審議会で可決)されました。よって、取扱いを皆さんにご判断を頂きたいと思いますけど、いかがでしょうか。

〇岩田委員 これは16条から17条に入る五つの条件の大方の同意もすっ飛ばしていきなり入られて、さらに公共性、公益性とか、そういうのもいろいろあり、三つの集約も都計審で示した後、委員会、そしてまた都計審というふうにもめるべきなのに、ここでそれを打ち切るというのは、ちょっとどうかなと思います。また、先ほどの葬祭場の話も数字を今度持ってきていただけるということなので、これは継続にしていただきたいと思います。

〇嶋崎委員長 ほかに。

〇小枝委員 陳情の中身が区有施設の情報共有であるとか、区民意見の反映ということに なっているので、私も引き続き継続での審査ということでやっていただきたいと思います。

○嶋崎委員長 ほかにありますか。

〇桜井委員 もう先ほど来からのやり取りの中で、ある意味では答えが出ているんではないかなというふうに思いますけども、午前中の都市計画審議会の中で都市計画決定がされたということで、先に、前に進めていこうよということの確認がされているわけでございますから、ここでこれについて継続にするとかいうことでなく、この陳情のタイトルを見る限りでは、公聴会の意見を遵守することですとか、ここら辺は、もう、やり取りの中でもそこら辺のところの遵守をして、こういう結果になってきているということも確認はできるんだと思います。

また、「丁寧な手続きを求める」陳情に、ということについても、今まで時間をかけてここまでやってきているわけですから、そのことについての細かな細部についてはこの案文の中には入ってはおりますけども、マスタープランとの整合性だとか、このタイトルを見る限りでは、この決定をしたと、都市計画審議会の中で都市決定をしたということの結果になっているということの確認は取れるんだろうと、そのように思います。

ただ、細部の一つ一つのことについては、確かにまだこれからというところもあります。 ということも含めて、この陳情書についての内容については、何ていうかな、尊重すると いう言葉がいいのか、一応こういう陳情も出たということを執行機関もしっかりと確認し ていただいて、しっかりと事業を進めていただくということでいかがかなというふうに思 います。

〇嶋崎委員長 はい。 ほかにありますか。

〇岩佐委員 幾つかのこの陳情で、やはり本日の都市計画審議会に出す前に出された陳情で出すこと、そして公聴会での意見、16条の意見をしっかりと都市計画審議会に反映させてほしい、諮問する前にしっかり反映させてほしい、あるいは諮問にかけないでほしい、そういった内容については、本日、都市計画審議会で進めたことに関して、少し、ちょっと内容と合わなくなってきてしまっているのではないかと思います。

一方で、一つ一つ、やはり桜井委員もおっしゃったとおり丁寧にやってほしい。それからこれからのまちづくりに対してのご要望、マスタープランに関しても、今、もうこの都市計画が決まったからといって、マスタープランと全く合うか合わないかというのは、これからやっぱりしっかりと行政のほうでも言っていただく、議会からも意見を受け止めてやっていかなければいけないと思いますので、やはりこの一つ一つの内容に関しては丁寧にまちづくりを進めていくようにという内容でまとめていただければと思います。

〇嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。

いろいろとご意見があるようでございまして、私は、今日の午前中の審議で一つの大きな判断なんだろうなとは思いますけれども、ただ、今日のやり取りを聞いていても、もうちょっと細かいところ、特に区有施設に関しては、これは今日も私が一委員として、都計審の一委員としても申し上げましたけども、やっぱ公共性に資するというところで判断をするべきだというところで申し上げました。そういう意味で言えば、ここは丁寧に、一日も休むことができない施設が二つもここにあるわけですから、この5-30に関しては引き続き継続とか、それから、今、岩佐委員がおっしゃった5-28、5-28に関しても

マスタープランとの整合性、これも継続に。あと「丁寧な手続き」の。だから、27、28、30は継続にさせていただいて、上の14、16――ですよね。14、16に関しては、これは今日の都市計画決定の判断を見てお返しをしておいたほうが、あまり過去のものにずっと継続というのはいかがかなと思うんですけども、皆さんのご意見はいかがでしょうか。

取りまとめていただきたいということなんで、私のほうで少し取りまとめましたけど、 それでよければ、そのようにさせていただきたい。よろしいですか。(発言する者あり) えっ。何。

〇林委員 16はいいんですけど、もう都市計画決定がされたので、16は終わりましたけれども、14が、タイトルが情報共有になっていて、先ほどの内容が最後が、確認をしてくださいという。公有財産白書の……

- 〇小枝委員 (2)番。
- 〇林委員 うん。16はそうだよね。上のほうは17条何たらかんたらだけど。
- 〇はやお委員 休憩。
- 〇嶋崎委員長 はい。休憩します。

午後6時15分休憩午後6時21分再開

〇嶋崎委員長 委員会を再開します。

それでは、私のほうからちょっと整理したことを申し上げさせていただいてよろしいですか。

まず、5-14。5-14の陳情に関しましては、個別建替えができないとの前提に関する情報というのは(1)番にあります。これは、この部分はお返しをし、(2)の再開発後の区有施設の維持管理等に関する情報に関しては、これは残させていただくと。継続して審議をする。

それから、次に送付5-16、外神田一丁目南部地区の都市計画案、再開発事業は公聴会の意見を遵守することを求める陳情はお返しをさせていただく。それから、5-27、外神田一丁目南部地区再開発について丁寧な手続きを求める陳情もお返しをさせていただきたい。それから、送付5-28、千代田区都市計画マスタープランとの整合性の確認を求める陳情に関してもお返しをする。最後の送付5-30、千代田清掃事務所及び千代田万世会館の機能更新等に関する陳情に関しては、これは今後の中でいろいろと、我々も情報提供していただきながら、この大事な一日も止めることができない施設でありますから、ここに関しては継続の審議でするということで、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇嶋崎委員長 併せて、これからの中で言えば、デベロッパーの役割、役所の役割、それから区道の問題、それからもちろん同意率の問題、様々にスケジュールのことがありました。この件に関しては当委員会にもきちっとご報告を頂きながら、一緒に議論をしてまいりたい、このようにまとめさせていただきたいと思いますけども、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇嶋崎委員長 はい。それでは、この外神田の一連の陳情に関しては、そのような扱いを させていただきます。

休憩します。

午後6時23分休憩

〇嶋崎委員長 はい。それでは、神田警察通りの案件に関しては、これで終了いたします。 外神田についても、もちろん丁寧に、お返しをする分に関しては議事録をつけてお返し をしたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。 続けさせていただいてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕